

三重県立子ども心身発達医療センター

患者給食業務委託契約書（案）

- 業務名 三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託
- 履行場所 三重県津市大里窪田町340番5
- 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
但し、契約締結日から業務開始日までは円滑な業務実施にむけての準備を行う。
- 契約金額
 - 業務委託料 金 円
(内消費税及び地方消費税 円)
(内訳) 令和元年度金 0円
令和2年度金 円 (内消費税及び地方消費税 円)
令和3年度金 円 (内消費税及び地方消費税 円)
令和4年度金 円 (内消費税及び地方消費税 円)
 - 食材費 1人1日あたり金 円 (内消費税及び地方消費税 円)
但し、消費税及び地方消費税の税率の改正があったときは改正後の税率による。
- 契約保証金 円 (又は免除)

三重県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、甲の施設「三重県立子ども心身発達医療センター」での患者給食等の食事サービス業務について三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）及び次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、患者等の食事の提供業務が、患者に対する治療の一環であることを認識の上、本契約書及び別添「三重県立子ども心身発達医療センター患者給食業務委託仕様書」に基づき誠実に委託業務を遂行する。

（経費の負担）

第2条 甲が乙に委託する給食業務の内容及び経費の負担は、仕様書別記1「業務分担表」及び仕様書別記2「経費負担区分表」のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、仕様書36、37に基づき、業務の報告を行うものとする。

- 甲は、前項の実施月にかかるすべての報告を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。

(委託料の支払方法)

- 第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に対して実施月にかかる業務委託料及び仕様書別記3「委託料支払方法」に基づき算定した食材費の支払いを請求することができる。ただし第6条に規定する「業務委託料」に減額がある場合は、減額後の額を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料及び食材費を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲がその責に帰すべき理由により、第2項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(サービスレベルの設定)

- 第5条 乙が達成しなければならないサービスレベルを仕様書別記4「給食業務委託サービスレベル設定表」に定める。

(業務委託料の減額)

- 第6条 甲は、乙の「委託業務」がサービスレベル基準に達しない場合は、仕様書別記5「業務委託料減額基準」に基づき、業務委託料の減額を行うものとする。

(責任者の選任)

- 第7条 乙は、甲の施設における乙の総括責任者と作業責任者を配置する。

(従業員変更の要求)

- 第8条 甲は、乙の従業員のうち運営上著しく不相当と認められる者について、従業員の変更を求めることができる。

(衛生管理及び健康管理)

- 第9条 乙は、給食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た業務内容及び甲の患者、職員に関する秘密は他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記7「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(債権譲渡の禁止)

第11条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は会計規則第32条に基づき、支出命令権者が会計管理者又は出納員に対して支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、第15条に規定する業務の代行を除き再委託、貸与された施設・設備の転貸をしてはならない。

(施設・設備の貸与及び保守)

第13条 甲乙協議の上、甲は、乙に対し甲の給食施設を使用させるとともに、給食設備（以下「貸与品等」という。）を貸与するものとし、契約終了時に甲に返還するものとする。乙はその使用にあたっては細心の注意を払い善良な管理者として維持管理に努めなければならない。

2 乙は、使用を許可された給食施設及び貸与品等に修理等の必要が生じたときは甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。

乙の責任に帰す原因により給食施設及び貸与品等を滅失もしくはき損し、又は返還が不可能となった時は、甲の指定した期間内に代用品を納め若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(事故等に対する対処)

第14条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

(業務の代行)

第15条 乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、その業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ、代行者として（以下「丙」という）を指定しておくものとする。

乙の申出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わって本契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても乙の義務は免責されるものではない。

(甲の契約の解除等)

- 第16条 甲は、契約期間中に本契約を解除するときは原則として2ヶ月前までに、契約の一部を変更しようとするときは原則として1ヶ月前までに乙に申し出、協議することとする。
- ただし、次の各号に該当した場合は、甲は、本契約を解除することができる。
- 一 乙が契約を履行しないとき。
 - 二 乙が行政処分を受けたとき。
 - 三 乙が本契約に違反したとき。
 - 四 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、甲の業務の遂行に支障をきたしたとき。
 - 五 甲が定めた弁明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき。
 - 六 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたと
 - 七 この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）にあつては10分の3に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前条第1項の規定により契約が解除された場合
 - 二 乙がこの契約の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき理由によって乙の契約の履行が不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の契約の解除)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 天災その他の不可抗力により契約の履行が不可能となったとき。
 - 二 甲の職員が業務分担区分を逸脱した行為を行い、乙の業務の履行に著しい支障をきたしたとき。
 - 三 甲の責に帰すべき理由により、乙がこの契約を履行できないとき。
- 2 第16条第3項の規定は、前項第1号の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 第1項第2号及び第3号の規定により契約を解除した場合には、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置)

第18条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の各号の義務を負うものとする。

- 一 断固として不当介入を拒否すること。
 - 二 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - 三 甲に報告すること。
 - 四 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が、前項の第2号又は第3号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(損害賠償)

第19条 乙は、委託業務の遂行にあたり甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙協議のうえ決定する。

ただし、甲の責任に帰す場合はこの限りではない。

- 2 第16条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して第16条の2第1項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

(債権債務の相殺)

第20条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、業務委託料と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(障がいを理由とする差別の解消の推進)

第21条 乙は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(甲乙間の協議)

第22条 この契約書の各条項に定めのない事項については、甲乙間において協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、甲、乙が各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙

丙